

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年8月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測）
- 2 作業期間 令和2年9月10日から令和2年12月10日まで
- 3 作業地域 多久市全域